

## 第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本的な考え方

## 1. 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的な策定

- ① 今次の計画より、計画の始期を合わせ、共に令和4年度から令和8年度までの5年間の計画とする。
  - ② 両計画の策定作業を行政と社会福祉協議会が協力して、同時に作業を進める。
  - ③ 両計画を一つの冊子にまとめる。
- ※ 資料1の「3 計画の位置づけ」「(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について」を参照

## 2. 平成30年および令和2年の社会福祉法の改正を踏まえた内容

- (1) 平成30年4月施行の改正社会福祉法第107条第1項に規定する、地域福祉の推進に関する事項として同条第1項各号に掲げる次の事項
  - ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- (2) 令和3年4月施行の改正社会福祉法第106条の4第2項に規定する、重層的支援体制整備事業の実施に関する事項
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する、市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な事項
- (4) 再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する、再犯の防止等に関する施策の推進に関する事項
- (5) 生活困窮者自立支援法に規定する、生活困窮者の自立に資する施策の推進に関する事項
- (6) 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の促進に関する施策の実施に関する事項
- (7) 災害時の支援体制を一層強化するための施策や、新しい生活様式による感染症対策の推進に関する事項

## 3. 「基本目標」および「取組の方向」の組み替え

- ① 施策の体系図を見て、何に取り組むのかわかりやすい目標や施策の設定に変更
  - ② 社会福祉法で求められている包括的な支援体制の整備を意識した目標や施策の設定
- ※ 別添資料参照

## 4. 施策ごとに取り組む主体の役割・方向性や主な取組を明示

「市民」・「事業者」・「福祉事業者」・「社会福祉協議会」・「行政」それぞれが、施策に対して果たすべき役割や今後の5年間で取り組む具体的な取組の詳細な記載を目指す。

## 5. 評価や進捗管理になじむ指標の設定

第三次計画では、施策ごとに多くの指標が設定され、市の各部署において内部評価を行ってきたが、目標指標が評価になじみにくいものが散見された。そのため、目標指標の設定を適切なものに限定したい。

## 6. 持続可能な開発目標の(SDGs)の目標と施策の位置づけ

本市においては、令和2年7月に「SDGs未来都市」として認定を受け、SDGsの基盤となる経済・社会・環境の三側面の取組により地域課題の解決につなげていくこととしている。

本計画においては、SDGsの17の目標のうち、以下に掲げる目標が関係(滋賀県地域福祉支援計画参照)しており、施策に明示したい。

- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人の健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働き甲斐も経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と厚生をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう